

【協議事項2】 小型乗合交通の導入について(概要 1/3)

概 要

目的 公共交通空白地域・不便地域において、**交通弱者の生活交通手段を地域が主体となって確保**

対象者 鉄道、バスを利用したくても地理的条件等により利用できない方を想定
(利用者は事前登録を原則 **観光客、通勤・通学者は対象者から除外して考える**)

運行区域 公共交通空白地域・不便地域から**近傍の駅等交通結節点、地域拠点**まで
【地域拠点】支所、大型店舗、スーパー、病院のうち、バスとの乗り継ぎが可能な施設

事業主体 **連合町内会等の地域団体**

使用車両 **乗車定員10人以下の乗用車(うち1名は運転手)**

事業計画 STEP1 **地域への導入妥当性の自己検証と住民の共通認識形成を諮る**
【自己検証用チェックシート】：地域に小型乗合交通の導入が妥当であるか自己検証を行う
【地域アンケートによる意見収集】：住民全体の導入に対する賛否、及び求めるサービス水準等を把握する
※自己検証用チェックシートと地域アンケートは雛形を津山市が作成・提供を予定

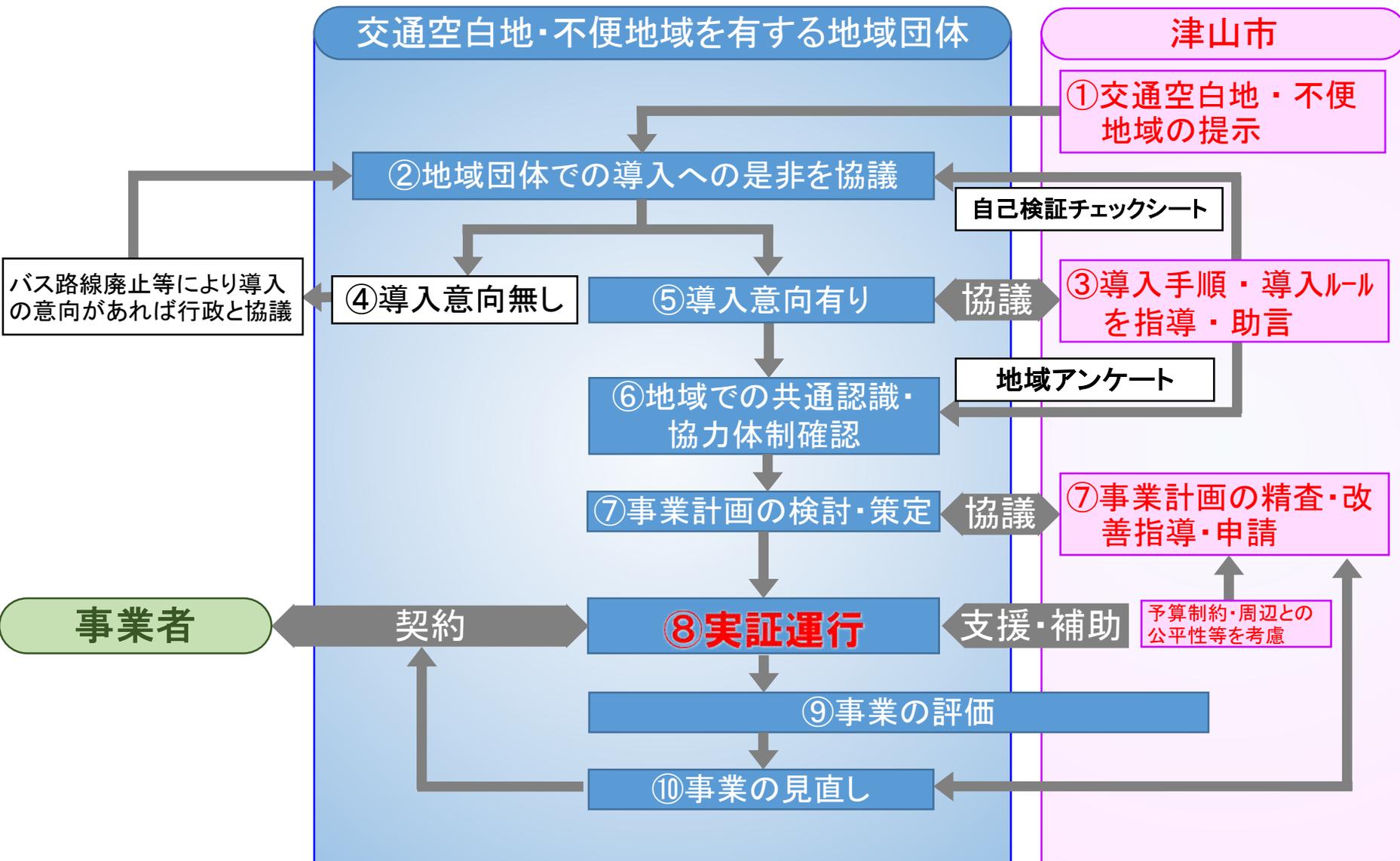
STEP2 **事業計画を市に提出**
【事業計画に記載すべき事項】
・対象者 ・運行区域 ・運行主体 ・運行回数 ・運行ルート(目的地等) ・利用料金
・想定する採算性(利用者数 運行経費 採算性確保に向けた地域の取り組み 求める行政支援)
・利用者が想定に達しない場合の取り組み 等

行政支援 事業主体に**事業費用の一部を補助**(運賃補助ではない)

運行主体 事業主体である連合町内会と契約を結んだ交通事業者
(一部NPO法人、地縁団体等も地域実情に応じて可とする。)

事業の評価 **1年ごとに事業の評価を行い**、改善、継続、廃止などの対策を行政と協議

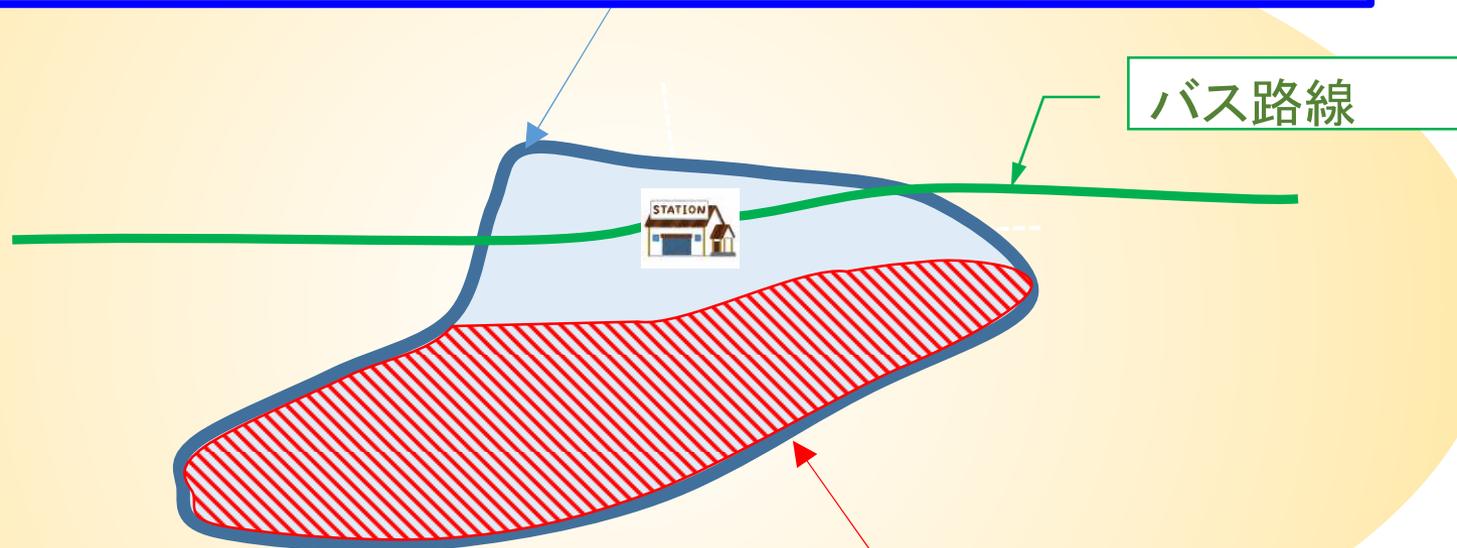
導入の流れ (イメージ)



交通空白地域・不便地域について(イメージ)

交通不便地域

**大部分(70%以上を目安)の地域が交通空白地(バス停から300m、
鉄道駅から500m以上離れている)に該当する地域。
地形的条件(著しい迂回、高低差等)も考慮**



交通空白地

**バス停から300m以上、
鉄道駅から500m以上離れている。**